

議会運営委員会 協議事項
全員協議会

令和2.11.27(金)午後1時30分

令和2.11.30(月)午前9時30分

1 追加議案について

(1) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(2) 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(3) 指定管理者の指定について(浜松市立南図書館ほか2施設)

2 本会議3日目から5日目までの運営について

(1) 委員会審査の結果について

(2) 議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について

3 意見書等の調整について(11月10日協議事項の別冊参照)

(1) 別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書の提出に関する陳情

(安藤成人さん提出)

(2) 民間建築物に係るアスベスト調査及び除去等工事に関する補助の継続を求める意見書

(自由民主党浜松提出)

(3) 外国資本による土地売買の規制に関する法整備を求める意見書

(自由民主党浜松提出)

(4) 建設残土の不適切な処理に対する法的措置を求める意見書 (市民クラブ提出)

(5) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援策の強化を求める意見書 (創造浜松提出)

(6) 災害を受けた中山間地域の生活維持に関する対策の推進を求める意見書 (創造浜松提出)

(7) 犯罪被害者支援の充実を求める意見書 (公明党提出)

(8) 核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

(9) 日本学術会議会員の任命拒否撤回を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

4 令和3年の組織改正について (全協で説明)

5 全員協議会等の座席について (議運のみ)

6 2月定例会の質問等について (議運のみ)

追加議案

1 条例議案

- ・浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(1) 通勤手当として高速道路の利用料金を支給

天竜区龍山村において、国道152号等の通行止めが発生し、一部職員において三遠南信自動車道を迂回路とするなど、通勤が長距離・長時間となり、負担が大幅に増加していることから、高速道路を利用するすることを認めるもの

(2) 通勤手当の特例の期間の延長

通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例の期間について令和6年3月31日まで延長するもの

2 指定管理者の指定

- ・浜松市立南図書館ほか2施設

(1) 施設の名称

浜松市立南図書館、浜松市立東図書館、浜松市立南陽図書館

(2) 指定管理者

株式会社図書館流通センター

(3) 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議事日程（第19号）

令和2年11月30日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 代表質問
- 第3 第141号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- 第4 第142号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 第5 第143号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第6 第144号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

議事の順序（第3日）

令和2年11月30日（月）午前10時開議

- 1 開議の宣告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代表質問
- 4 議題の宣告……
自 日程第3 第141号議案
至 日程第6 第144号議案
4件
- (1) 委員長報告……
(1) 総務委員長
(2) 市民文教委員長
- (2) 委員長報告に対する質疑
- (3) 採決……簡易採決
- 5 散会の宣告

議事日程（第20号）

令和2年12月1日（火）午前10時開議

第1 会議録署名議員指名

第2 一般質問

議事の順序（第4回）

令和2年12月1日（火）午前10時開議

1 開議の宣告

2 会議録署名議員指名

3 一般質問

4 散会の宣告

議 事 日 程 (第 21 号)

令和2年12月2日 (水) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 145 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 第 146 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 第 147 号議案 指定管理者の指定について
(浜松市立南図書館ほか2施設)

議 事 の 順 序 (第 5 日)

令和2年12月2日 (水) 午前10時開議

- 1 開 会 の 宣 告
- 2 会議録署名議員氏名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 日程第 3 第 145 号議案
 - 日程第 4 第 146 号議案
 - 日程第 5 第 147 号議案
- (1) 説 明
- (2) 質 疑
- (3) 総務委員会及び市民文教委員会付託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

令和2年第5回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

第 145 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

1

市民文教委員会

第 146 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

第 147 号議案 指定管理者の指定について（浜松市立南図書館ほか2施設）

自由民主党浜松修正

民間建築物に係るアスベスト調査及び除去等工事に関する補助の
継続等を求める意見書（案）

建築物に使用されている吹きつけアスベスト等は、経年劣化や損傷などによって飛散し、建物利用者が飛散したアスベストを吸い込むことによって肺がんや中皮腫等の健康被害につながるおそれがあると言われている。そして、アスベストの大半は建材に使用されていたが、平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により製造や使用等が全面禁止され、同年の建築基準法の改正で、新築時の吹きつけアスベスト等の使用を禁止するとともに、既存建築物の増改築、大規模修繕や模様替え時に吹付アスベスト等の除去等の対策を行うことが義務付けられた。

国の推計によると、昭和31年から平成18年までの間に建築された民間建築物にアスベストが使用されている可能性があり、令和10年前後に解体のピークが訪れるところから、国は、民間建築物におけるアスベスト調査及び除去、封じ込め等の工事に対する補助（以下「調査及び除去等工事費補助」という。）を行ってきたが、現在の調査及び除去等工事費補助は令和2年度末で終了となっている。

一方、平成31年12月の国の調査結果によれば、昭和31年から平成元年までに施工されたおおむね1000平方メートル以上の民間建築物は約26万2000棟で、そのうち約2万棟についてはアスベストに係る安全性が確認されていない。また、市内に300平方メートル以上の対象建築物は令和2年9月14日時点で8207棟あり、そのうち397棟の安全性が確認されていない状況である。

このような状況において、令和2年度末で調査及び除去等工事費補助が終了すると、アスベストに係る安全性が確認されないまま放置される民間建築物が生じるおそれがあり、このような民間建築物が老朽化し、または解体等されば、アスベストの飛散によって作業員や周辺住民に健康被害を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、アスベストによる健康被害の重大性に鑑み、調査及び除去等工事費補助を継続するとともに、民間建築物のアスベスト撤去を促進する施策を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

建設発生土に対する適切な対応を求める意見書（案）

主に建設工事に伴い発生する土砂（以下、建設発生土という。）は、発生現場内や他の建設工事等において有効に利用されている一方で、一部において山林等への投棄など不適切な処理が行われ、土砂崩れ、粉じんの飛散、生態系の破壊などの社会問題となっており、広大な中山間地域を持つ本市においても山林等へ建設発生土が投棄される懸念がある。加えて、土地所有者が建設発生土処分業者から話を持ちかけられて安易に土地を貸してしまう懸念があり、田を畠にするとの名目で多量の土が投入され困っている事例もある。

そもそも建設発生土は自然物であり、有用物としての利用可能性があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象外となっている。そのため排出者が明確な責任を負わないことから、排出から処分に至るフローが管理されることなく、山林等に安易に埋め立てられてきた時代があった。その後、森林法や砂防法などの法令により、土地の形質変更について規制が行われ、国等が行う公共事業では指定処分が徹底されているものの、一部の地方公共団体においてはいまだに自由処分を行っており、発注者が知らないうちに悪質な受入地に搬入されている可能性が否定できない場合もある。建設発生土の不適切な処理は既存法では十分な対応ができないため、問題が生じた地方自治体は土砂条例や残土条例と言われる条例や要綱を制定して対応してきたが、それでも建設発生土の不法投棄は後を絶たない状況にある。

総務省は建設発生土の不適正処理事案の発生状況や対応状況等の現状を明らかにするとともに、建設発生土の適正処理や有効利用を推進していくための課題を整理し、関係行政の改善に資するための調査を本年1月から開始した。

よって、国においては、総務省の調査結果をもとに建設発生土に対して適切に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援策の強化を求める意見書（案）

近年、経営者の高齢化、後継者不在により黒字経営でも廃業する事業所が増加し、承継されるべき技術・知識や雇用が途絶える傾向にある。

本市においても、近年のこうした状況を改善するため、市内の中小企業に対し、支援機関と連携した事業承継に関する初期の相談支援事業を実施しているが、中小企業経営者の高齢化が進む一方で、親族や従業員など具体的な後継者が決まっていない等、事業継続についての準備が進んでいない現状がある。

市内の中小企業には、海外進出を進めている事業所が多くあるが、事業承継税制では、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、制度が活用しづらい一因となっている。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の経済が大きな打撃を受け、混乱が生じており、今後、事業承継がなされずに廃業する事業所のさらなる増加が予想される。

中小企業には、ウィズコロナ期において、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービスの開発、事業ドメインの再構築など新しい取組を進め、地域産業に欠かすことができない技術と価値ある事業を円滑に次代につなぐことが求められている。

よって、国においては、中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響で日々の事業活動に追われる中で、事業承継にさらなる遅れを生じさせないために、下記の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 事業承継税制の認知度向上に向けた周知を強化すること。
- 2 事業承継税制の適用対象について、後継者に係る役員就任要件を緩和すること。
- 3 外国子会社株式を事業承継税制の適用対象とすること。
- 4 事業の成長を目的とした第三者承継を後押しする税制措置の創設など、第三者承継を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

災害を受けた中山間地域の生活維持に関する対策の強化を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響もあり、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次ぎ、「数十年に一度」や「想定外」と言われる大規模な自然災害が懸念されている。

このため、国においては「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を決定し、地方もこれを活用することで、特に緊急に実施すべき対策を集中的に進めることができているが、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策のさらなる強化は不可欠である。

本市は、日本で2番目に広い市域と、天竜川をはじめとした長大な河川等を有し、市域の約7割弱が脆弱な地質から成る中山間地であるため、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、豪雨等による道路崩壊が数多く発生していることから、河川改修や土砂災害対策などが強く望まれている。

特に、本年10月に発生した天竜区龍山町における道路のり面の崩落では、迂回路として約60kmに及ぶ道路区域が設定され、地域住民の時間的、経済的負担は非常に大きいものとなっている。

よって、国においては、道路のり面崩落などにより日常生活の中で長距離の迂回を強いられる住民の負担軽減に向けた支援に関わる、地方自治体の財政負担軽減のための必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様な要請に応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しており、国は、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターが、各都道府県に最低1か所は設立されるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するための犯罪被害者支援条例が制定されるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月2日

議員各位

浜松市議会議長 鈴木 育男

新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について（改訂）

5月15日付けで通知いたしました、新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応につきまして、次のとおり一部改訂いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、議員の皆さまにおかれましては、引き続き、決定事項を遵守していただき、今後の議会運営に支障を来さないようよろしくお願ひいたします。

1 議員の対応

(1) 発熱など、かぜの症状が出た場合、休会中並びに本会議及び委員会等の開催日でも自宅療養すること。

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、「浜松市帰国者・接触者相談センター」
(電話：0120-368-567 ※24時間対応可能)に相談すること。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(3) 感染または感染の恐れがある場合は、「議員・会派職員が感染または感染の恐れがある場合の対応方針」（9月1日の全員協議会で配付）に基づき対応すること。

(4) 議員から本会議や委員会の傍聴希望は募らない。また、インターネット中継の視聴を促すこと。

(5) 本会議、委員会ではマスクを着用する。

(6) 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアルを準用し、市当局の対応の妨げとならないよう、個別の要請（問い合わせ）は避け、必要に応じて、議長を通じ対策本部へ要請（問い合わせ）すること。

(7) 感染が判明した後の議会運営は、保健所に相談した上で判断する。

- (8) パーティや講演会など、社会的距離の確保ができないような多数の人が参加するイベントの開催や参加は、自粛すること。
- (9) この対応の期間は、当面の間とする。

※ (2)、(3)、(7) 及び (8) については、家族及び会派職員を含む。

2 本会議等の開催における対応

項目 会議名	会場	出席者		席の配置		マスクの着用	部屋の換気
		議員側	当局側	議員側	当局側		
(1)本会議	議場	全議員	従前のとおり	従前のとおり	従前のとおり	必要(発言時は取り外しも可)	南北入口の扉を開け、換気
(2)議会運営委員会 (協議会を含む)	第1委員会室	委員					
(3)全員協議会 ※1	全員協議会室	全議員	指定の出席者	従前のとおり	席の間隔をあけて対応(席の指定あり)		
(4)議案説明会 ※2	全員協議会室 及び 802会議室	全議員の2分の1 ※3	※4	議会側・当局側共に、席の間隔をあけて対応(席の指定あり)		天候及び空調を考慮し、隨時天窓を開閉	
(5)常任・特別委員会 (協議会を含む)	各委員会室	委員	従前のとおり	従前のとおり	可能な限り席の間隔を空けて着席		
(6)議会改革検討会議	第1委員会室						
(7)政務活動研究会							

※ 1 時間がかかることが予想される場合(例: 特別委員会の委員長報告を行う全員協議会)は、
(4)議案説明会と同様の対応とする。

※ 2 短時間で終了することが予想される場合は、会場を分けず全員協議会室のみで行う。

※ 3 議席番号の奇数と偶数で区分する。

※ 4 出席者は、市長(全員協議会のみ)、副市長、水道事業及び下水道事業管理者、教育長、代表監査委員、技術統括監、政策補佐官、企画調整部長、総務部長、財務部長、財政課長、秘書課長(全員協議会のみ)、監査事務局長とする。

ただし、案件に関係のある部長等が出席する場合がある。